別表第６の１中⒀を⒂とし、⑽から⑿までを⑿から⒁までとし、同⑨中「別表第３の１⑺」を「別表第３の１⑼」に、「別表第５の１⑺」を「別表第５の１⑼」に、「別表第４の１⑶」を「別表第４の１⑸」に改め、同⑨を同⑪とし、同③から⑧までを同⑤から⑩までとし、同②を同③とし、同③の次に次のように加える。

⑷　硝酸

別表第６の１中①を②とし、②の前に次のように加える。

⑴　精製水

測定対象成分を含まないもの

別表第７の１中⑥を⑽とし、③から⑤までを⑦から⑨までとし、②を④とし、④の次に次のように加える。

⑸　硫酸

⑹　窒素ガス

測定対象成分を含まないもの

別表第７の１中①を③とし、③の前に次のように加える。

⑴　精製水

測定対象成分を含まないもの

⑵　硝酸

別表第８の１⑥中「別表第３の１⑻」を「別表第３の１⑽」に改め、同⑥を同⑨とし、同⑤中「別表第３の１⑺」を「別表第３の１⑼」に改め、同⑤を同⑧とし、同④を同⑦とし、同③を同⑥とし、同②を同④とし、同④の次に次のように加える。

⑸　水酸化ナトリウム

別表第８の１中①を③とし、③の前に次のように加える。

⑴　精製水

測定対象成分を含まないもの

⑵　硝酸

別表第９の１⑥中「別表第３の１⑻」を「別表第３の１⑽」に改め、同⑥を同⑨とし、同⑤中「別表第３の１⑺」を「別表第３の１⑼」に改め、同⑤を同⑧とし、同④を同⑦とし、同③中「別表第８の１⑶」を「別表第８の１⑹」に改め、同③を同⑥とし、同②を同④とし、同④の次に次のように加える。

⑸　水酸化ナトリウム

別表第９の１中①を③とし、③の前に次のように加える。

⑴　精製水

別表第８の１⑴の例による。

⑵　硝酸

別表第10の１⑽中「別表第３の１⑻」を「別表第３の１⑽」に改め、同⑩を同⒀とし、同⑨中「別表第３の１⑺」を「別表第３の１⑼」に改め、同⑨を同⑫とし、同⑧を同⑪とし、同⑦を同⑩とし、同⑥中「別表第８の１⑶」を「別表第８の１⑹」に改め、同⑥を同⑨とし、同⑤を同⑦とし、同⑦の次に次のように加える。

⑻　水酸化ナトリウム

別表第10の１中④を⑥とし、①から③までを③から⑤までとし、③の前に次のように加える。

⑴　精製水

測定対象成分を含まないもの

⑵　硝酸

別表第10の５中「ヨウ化カリウム溶液」の下に「（20ｗ／ｖ％）」を加える。

別表第11の１⑧中「別表第３の１⑻」を「別表第３の１⑽」に改め、同⑧を同⒀とし、同⑦中「別表第３の１⑺」を「別表第３の１⑼」に改め、同⑦を同⑫とし、同⑥を同⑪とし、同⑤を同⑩とし、同④中「別表第８の１⑶」を「別表第８の１⑹」に改め、同④を同⑨とし、同③を同⑦とし、同⑦の次に次のように加える。

⑻　水酸化ナトリウム

別表第11の１中②を⑥とし、①を⑤とし、⑤の前に次のように加える。

⑴　精製水

別表第10の１⑴の例による。

⑵　硝酸

⑶　硫酸（１＋１）

⑷　過マンガン酸カリウム溶液（３ｗ／ｖ％）

別表第11の５中「ヨウ化カリウム溶液」の下に「（20ｗ／ｖ％）」を加える。

別表第12の１中⑰を⑳とし、⑩から⑯までを⑬から⑲までとし、⑨を⑩とし、⑩の次に次のように加える。

⑾　水酸化ナトリウム溶液（４ｗ／ｖ％）

⑿　アセトン

測定対象成分を含まないもの

別表第12の１中⑧を⑨とし、⑦を⑧とし、⑥の次に次のように加える。

⑺　Ｎ，Ｎ－ジメチルホルムアミド

測定対象成分を含まないもの

別表第13中「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素並びにフッ素及び塩化物イオン」を「亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素並びに塩化物イオン」に改め、同表の１中⑧を⑨とし、②から⑦までを③から⑧までとし、⑴の次に次のように加える。

⑵　エチレンジアミン溶液（50㎎／ml）

エチレンジアミン2.5ｇを精製水に溶かして50mlとしたもの

この溶液は、冷暗所に保存し、１か月以上を経過したものは使用してはならない。

別表第13の３に後段として次のように加える。

なお、残留塩素が含まれている場合には、試料１Ｌにつきエチレンジアミン溶液（50㎎／ml）１mlを加える。ただし、亜硝酸態窒素の検査を行わない場合は、エチレンジアミン溶液の添加を省略することができる。

別表第13の４⑴の表１亜硝酸態窒素の項中「0.01～１」を「0.004～0.4」に改める。

別表第14の１中⑦を⑧とし、③から⑥までを④から⑦までとし、②の次に次のように加える。

⑶　アスコルビン酸ナトリウム

別表第14の２④オ中「ヘリウムガス」の下に「又はこれと同程度の感度を得られるもの」を加える。

別表第15の１⑧中「別表第14の１⑺」を「別表第14の１⑻」に改め、同⑧を同⑨とし、同⑦中「別表第14の１⑹」を「別表第14の１⑺」に改め、同⑦を同⑧とし、同⑥中「別表第14の１⑸」を「別表第14の１⑹」に改め、同⑥を同⑦とし、同⑤を同⑥とし、同④中「別表第14の１⑶」を「別表第14の１⑷」に改め、同④を同⑤とし、同③を同④とし、同②の次に次のように加える。

⑶　アスコルビン酸ナトリウム

別別表第15の２⑾ア中「できるのもの」を「できるもの」に改める。

別表第16の１⑴、②及び③中「１，４－ジオキサン」を「測定対象成分」に改め、同⑦を同⑧とし、同④から⑥までを同⑤から⑦までとし、同③の次に次のように加える。

⑷　窒素ガス

測定対象成分を含まないもの